

令和3年度 立入調査における指摘事項

水戸市福祉部福祉指導課

指導第2係

○ 令和3年度の立入調査の概要

介護付有料老人ホーム	検査件数	4件（うち書面検査	3件）
住宅型有料老人ホーム	検査件数	5件（うち書面検査	3件）
サービス付き高齢者向け住宅	検査件数	11件（うち書面検査	8件）

○ 本書の読み方

(1) 令和3年度の立入調査において実際に指摘した項目のみ掲載しています。記載がない項目においても、関係法令等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。

なお、指摘内容については、介護サービス実地指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 法令・指針等の略称は、以下のとおりです。

市指針：水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針

安衛則：労働安全衛生規則

老福法：老人福祉法

老福則：老人福祉法施行規則

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
管理体制	1	避難訓練等必要な訓練を定期的に行っていませんでした。	事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう、具体的な計画を立てるとともに、避難訓練等必要な訓練を定期的に行ってください。	市指針 8(6)
勤務管理	2	勤務表の作成及び管理を適切に行っていませんでした。	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員については、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行ってください。	市指針 9(3)
職員研修	3	職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施していませんでした。	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施してください。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行ってください。	市指針 7(2)
職員衛生管理	4	職員採用時及び採用後において、健康診断を行っていませんでした。	職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時において健康診断を行ってください。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合であって、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではありません。 また、採用後においても定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行ってください。	市指針 7(3) 安衛則第 43 条
運営懇談会	5	運営懇談会を設置していませんでした。	有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置してください。また、その運営に当たっては、次の事項について配慮してください。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるも	市指針 8(11)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
			<p>のとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りではありません。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映されるよう努めること。</p> <p>(ア) 入居者の状況</p> <p>(イ) サービス提供の状況</p> <p>(ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	
虐待防止	6	虐待の防止のための措置を適切に講じていませんでした。	<p>設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年度法律第124号）に基づき、次の事項を実施してください。</p> <p>ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p>イ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</p>	市指針 9(4)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
身体拘束	7	身体的拘束等の適正化のための措置を適切に講じていませんでした。	<p>身体的拘束等を行う場合には、利用者家族からの同意を得た上で、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。</p> <p>また、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じてください。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	市指針 9(5)(6)(7)
事故防止	8	事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っていませんでした。	<p>有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行ってください。</p>	市指針 12(8)
管理規程等	9	管理規程が作成されていませんでした。	<p>入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けてください。</p>	老福法第 29 条第 6 項 老福則第 20 条の 6 市指針 8(1)(2)(3)
	10	老人福祉法第 29 条第 6 項の規定を参考に、必要事項を記載した帳簿が作成されていませんでした。	<p>老人福祉法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存してください。</p> <p>ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況</p> <p>イ 前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録</p> <p>ウ 入居者に供与した次のサービスの内容 (ア) 入浴、排せつ又は食事の介護</p>	

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
			(イ) 食事の提供 (ウ) 洗濯, 掃除等の家事の供与 (エ) 健康管理の供与 (オ) 安否確認又は状況把握サービス (カ) 生活相談サービス エ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては, その態様及び時間, その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 オ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容 カ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は, その状況及び事故に際して採った処置の内容 キ 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては, 当該事業者の名称, 所在地, 委託に係る契約事項及び業務の実施状況 ク 設備, 職員, 会計及び入居者の状況に関する事項	
金銭管理	11	設置者が入居者の金銭等を管理するに当たり, 依頼又は承諾を書面で確認していませんでした。 また, 金銭等の具体的な管理方法, 本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等に定めていませんでした。	設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては, 依頼又は承諾を書面で確認するとともに, 金銭等の具体的な管理方法, 本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めてください。	市指針 9(1)ケ
重要事項の説明	12	入居契約に関する重要な事項を説明するための, 重要事項説明書が作成されていませんでした。	入居契約に関する重要な事項を説明するため, 重要事項説明書を作成し, 入居者に誤解を与えないよう必要な事項を実態に即して正確に記載してください。	市指針 12(4)ア
	13	入居相談者に重要事項説明書を交付していませんでした。	重要事項説明書は, 入居相談があったときに交付するほか, 求めに応じ交付してください。	市指針 12(4)イ

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
	14	重要事項説明書及び入居契約書についての説明に際して、説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行っていませんでした。	<p>入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明してください。その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行ってください。</p> <p>(ア) 設置者の概要 (イ) 有料老人ホームの類型 (ウ) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 (エ) 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 (オ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨</p>	市指針 12(4)ウ
	15	有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合に、重要事項説明書にその旨を記載していませんでした。	<p>有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明してください。</p>	市指針 12(4)エ